

保総発第 0723003 号
平成20年7月23日

各都道府県後期高齢者医療主管部（局）長
各後期高齢者医療広域連合事務局長 } 殿

厚生労働省保険局総務課長

平成20年度特別調整交付金の交付基準について

本日、後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成20年厚生労働省令第131号。以下「改正省令」という。）が公布されたところですが、平成20年度における改正省令第6条第7号の規定による特別調整交付金の交付方針及び申請額の算定方法等については、別紙「平成20年度特別調整交付金（改正省令第6条第7号）交付基準」によることとしましたのでご連絡いたします。

つきましては、管内市町村（特別区を含む。）への周知徹底をよろしく願います。

特に広報については、制度施行時の周知不足があったことを踏まえ、各後期高齢者医療広域連合内の地域ごとに、長寿医療制度（後期高齢者医療制度）及び6月12日に政府・与党においてとりまとめられた「高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について」に係る住民への説明会を開催するよう配慮願います。

なお、今後、事業計画等の提出を依頼することとなりますが、提出方法、期限等については追ってご連絡いたします。

（照会先）

厚生労働省保険局高齢者医療企画室
財政係 電話03(5253)1111（内線3196）

平成20年度特別調整交付金（改正省令第6条第7号）交付基準

1 特別対策による保険料軽減の実施

〔交付金の算定方法〕

交付金の対象となる額は、広域連合において減額賦課した①～③の対象となる額の合計額

- ① 被保険者均等割額が7割軽減世帯の被保険者に対して賦課する保険料額について、被保険者均等割額と所得割額を合計して得た保険料額（ア）と、被保険者均等割額に6分の1を乗じて得た額（百円未満の端数があるときはこれを切り捨てて得た額）に3を乗じて得た額と所得割額（基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者については、当該所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額）を合計して得た保険料額（イ）との差額【（ア）－（イ）】を対象とする。
- ② 基礎控除後の総所得金額等が58万円以下の被保険者（被保険者均等割額が7割軽減世帯の被保険者を除く）に対して賦課する保険料額について、所得割額と被保険者均等割額を合計して得た保険料額（ウ）と、所得割額に二分の一を乗じて得た額を控除して得た額と被保険者均等割額を合計して得た保険料額（エ）との差額【（ウ）－（エ）】を対象とする。
- ③ 被保険者均等割額が7割軽減世帯に属する被保険者について、①（イ）から、仮徴収額（仮徴収を行わない場合は、行うものとみなして算定する保険料の仮徴収額）（オ）を減じて得た額がある場合で、当該額【（イ）－（オ）】が500円未満である場合、当該額【（イ）－（オ）】を対象とする。
- ④ 賦課期日後において、被保険者の資格取得又は喪失があった場合は、①（ア）・（イ）、②（ウ）・（エ）及び③（オ）の額について、月割をもって算定した額とする。

2 特別対策に関する広報の実施等

広域連合が事業計画を策定し、市町村が開催する説明会の実施に要する経費（人件費は対象外）に対して行う助成及び広域連合が地域ごとに開催する説明会の実施に要する経費、広報のためのリーフレットの印刷・封入・郵送、新聞等への広告掲載、チラシの折り込み、ホームページの更新その他特別対策に関する広報に必要な経費を対象とする。

[交付金の算定方法]

平成20年4月1日現在の被保険者数に応じて次表の交付基準額による。
ただし、現に要した費用額が交付基準額に満たない場合は、現額とする。

被保険者数	交付基準額	被保険者数	交付基準額
10万人未満	30百万円	60万人以上70万人未満	90百万円
10万人以上20万人未満	40百万円	70万人以上80万人未満	100百万円
20万人以上30万人未満	50百万円	80万人以上90万人未満	110百万円
30万人以上40万人未満	60百万円	90万人以上100万人未満	120百万円
40万人以上50万人未満	70百万円	100万人以上	130百万円
50万人以上60万人未満	80百万円		

3 きめ細やかな相談のための体制の整備等

広域連合が事業計画を策定し、市町村においてきめ細かな相談を行うための体制整備の実施に必要な経費を対象とする。

①市町村の窓口端末の増設

(例：市町村における端末機器・ミドルウェア等（広域連合電算処理システムに関する窓口端末に係るものに限る。）の購入（リース契約も含む。ただし、補助対象は平成20年度のリース料に限る。）、テスト、検証作業等並びに機器設置及び設定等に必要な経費)

②市町村の相談用スペースの確保等

相談用スペースの拡充等のための備品購入、修繕等に必要な経費

(例：来客対応のための机、カウンター、椅子、パーテーション及び電話機の購入経費並びにその他相談体制の充実に要する経費)

③広域連合電算処理システムの運用に係る対応等

特別対策に対応するために必要な以下の経費

- ・市町村の窓口端末の増設に伴う各広域連合におけるサーバ増設に必要な経費
- ・市町村端末の増設に伴う電算機器（OS、ミドルウェアを含む。）の購入等

- ・ テスト、検証作業等
- ・ システムのカスタマイズ対応

[交付金の算定方法]

当該事業については、事業実施計画の提出結果を踏まえて、補助基準額を設定することとしており、別途交付基準額の算定方法を通知する。

4 長寿・健康増進事業の実施

広域連合が事業計画を策定し、長年社会に貢献されてきた高齢者の健康づくりのために、積極的に取り組む以下の事業の実施に必要な経費を対象とする。

なお、広域連合が、委託または経費助成を行うことによって市町村等が実施する場合も対象とする。

- ① 健康相談、健康に関するリーフレットの提供、訪問指導
保健師等により、高齢者の心身の特性を踏まえた健康相談、訪問指導及び健康の保持・増進に必要な情報提供等を実施する。
- ② スポーツクラブ、保養施設等の利用助成
被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、各種運動施設、保養施設等を利用する場合の料金の助成を実施する。
- ③ スポーツ大会、レクリエーションの運営費の助成
被保険者の心身の健康保持・増進を目的として、自治体その他の団体が行うスポーツ大会、レクリエーション等の各種行事等にあたって、運営経費の助成を実施する。
- ④ 医療と介護の連携強化モデル事業
高齢者の心身の特性を踏まえた医療と介護の連携を強化するための先駆・先導的な取組を実施する。
- ⑤ その他、被保険者の健康増進のために必要と認められる事業
①、②、③及び④以外について、事業の趣旨に沿った取り組みについても事業の対象とする。

[交付金の算定方法]

平成20年4月1日現在の被保険者数に応じて次表の交付基準額による。ただし、現に要した費用額が交付基準額に満たない場合は、現額とする。

被保険者数	交付基準額	被保険者数	交付基準額
10万人未満	20百万円	60万人以上70万人未満	140百万円
10万人以上20万人未満	40百万円	70万人以上80万人未満	160百万円
20万人以上30万人未満	60百万円	80万人以上90万人未満	180百万円
30万人以上40万人未満	80百万円	90万人以上100万人未満	200百万円
40万人以上50万人未満	100百万円	100万人以上	220百万円
50万人以上60万人未満	120百万円		